

町内会長・各団体長の皆さまへ

光交流館貸室使用申請の電子化について

現在、交流館の貸室利用申請は窓口にて申請をしていただいておりますが、12月24日（火）から電子申請が可能となります。

申請をしていただくだけでなく、貸室の空き状況の確認もしていただくことが可能となります。

新しい利用方法が始まるにあたって、ご利用者の皆さまに「利用団体登録申請書」を提出していただく必要がございますので、記入例を参考に記入をお願いいたします。

記入いただいた「利用団体登録申請書」は光交流館へ提出をお願いします。ご不明点につきましては、提出いただいた際にご説明いたします。

また、提出いただいた団体から順次登録いたします。登録完了後ご連絡いたしますので、提出時に希望の連絡先をご申告ください。

*現状通り紙での申請を希望される団体も登録が必要となります。

《問い合わせ先》

光交流館 TEL (084) 925-4258

交流館の貸室使用申請が オンラインでもできるようになります

利用開始：2024年（令和6年）12月24日予定

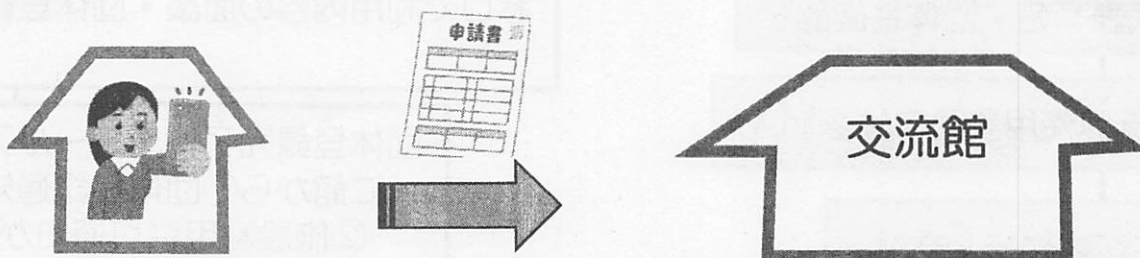
今までどおり、窓口での紙の申請も継続されます。

インターネットに接続されたご自宅のパソコンやスマートフォン等から、貸室の空き状況の確認・使用申請ができるようになります！！

公共施設予約システム（オンライン申請）とは

現在、交流館の貸室を利用させていただく際は、窓口で申請書を記入していただき、申請に基づいて、許可書を発行しています。

公共施設予約システムは、窓口で団体登録をしていただいたのち、利用者番号（ID）とパスワードを発行します（通知します）。インターネットが使える端末（パソコンやスマートフォン等）を利用し、公共施設予約システムのサイトにアクセス（利用者番号とパスワードを入力）すると、ご自宅や職場からでも貸室の使用申請を行うことができます。なお、許可通知については、登録していただいたメールアドレスへ送信されます。万が一メールを削除してしまっても、公共施設予約システムのサイトから申請状況やスマートロックのパスワードが随時確認できます。



併せて便利なスマートロックもご利用ください。

スマートロックとは、番号で扉の鍵を開けることが出来る仕組みです。



申請のための来館・事前に鍵を受取ることが不要

不要



※今までどおり、交流館窓口での紙の申請・鍵の受渡しも行います

オンライン申請の場合は、申請締め切り日に、注意が必要です。
3日前（土日祝を除く）までに申請をお願いします。

※窓口申請の方は、これまでどおり前日まで申請受付を行います。

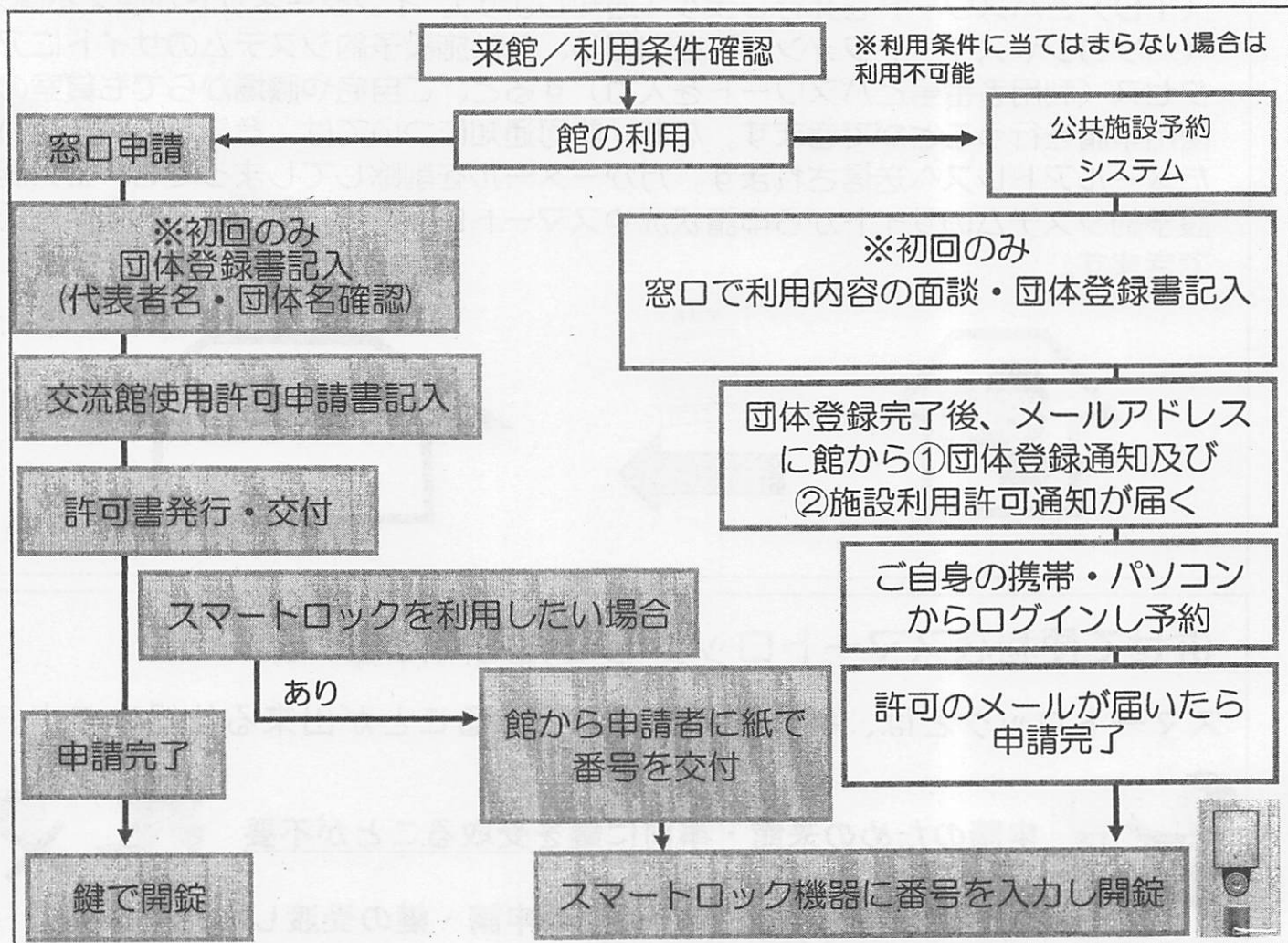
「3日前までに申請」について

月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
①	2	3	4	5	6	7
8	9	⑩	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21

<例> ① 4日（木）を使用希望 1日までに申請が必要
 ② 15日（月）を使用希望 10日までに申請が必要

土日祝は受付日に含まない

※オンラインで申請した場合、使用日前日までに許可通知メール等が届いていない場合は館へ電話などでお問合せください。



【問合せ先】
 光交流館 ☎ (084) 925-4258
 《オンライン申請に関することは中部地域振興課へ》
 中部地域振興課 (084) 932-7265

提出日

申請日

年

月

日

2024年度 光交流館 利用団体登録申請書

【記入例】

フリガナ	ヒカリコウリュウカン	フリガナ	サトウ コウジロウ
団体名	光交流館	代表者名	佐藤 孝次郎
団体種別	光交流館	団体人数	3 人
住所	〒720-0831 福山市草戸町4丁目1-29		
電話番号	084-925-4258		
※メールアドレス	電子申請を希望される方のみ記入をお願いします。		
ログインID	記入しないでください。	IDと利用者番号は同じです。	
※パスワード	記入不要	※8桁以上100文字以下 半角英数記号	
有効期間	登録日	年 月 日	~ 2025年3月31日
備考	記入不要		

つながりやすい電話番号を

電子申請を希望される方のみ記入をお願いします。

記入しないでください。

IDと利用者番号は同じです。

記入不要

※8桁以上100文字以下 半角英数記号

有効期間

登録日

年

月

日

~

2025年3月31日

備考

記入不要

※オンライン

希望する団体は太枠へ「メールアドレス」と「パスワード」を記入してください。

* 光交流館での登録時にログインIDを発行します。
パスワードはログインIDと同一となりますので、
後日お好きなパスワードへ変更をお願いします。

光交
に取
り扱
いま
す。

業に関する法律に基づいて次のとおり適切

1 ご提供いただいた個人情報は、次の各号の目的達成のために利用します。

- (1) 本サービスの利用者登録のため
- (2) 本サービスの利用状況把握のため
- (3) 本サービスの利用者アンケート集約のため
- (4) その他、本サービスを提供するにあたり必要となる行為のため

2 目的達成のほか次の各号に定める場合を除き利用者の許可なく、個人情報を第三者に開示・提供しません。

- (1) 法令の規定による場合
- (2) 利用者または公衆の生命、健康、財産等の重大な利益を保護するために必要な場合

3 ご提供いただいた個人情報は、有効期間が経過した後速やかに適切な方法により消去します。

4 登録の削除を希望する場合は、利用者本人から光交流館に連絡し手続きを行うものとします。

私は、上記の個人情報の取扱い事項について同意します。

年 月 日 署名

福山市交流館使用に係る電子申請サービス利用規約

(定義・目的)

- 第1条 交流館使用に係る電子申請サービス(以下「本サービス」という。)は、福山市交流館条例に基づき設置する福山市交流館(以下「交流館」という。)の使用に係る使用許可申請書の提出と交流館使用許可書(以下「許可書」という。)の交付及び交流館入口開錠のための電子錠(以下「スマートロック」という。)の暗証番号の通知を、電子申請システムで行うサービスです。
- 2 本サービスにより、交流館使用に係る利便性を向上させ、市民が使用し易い環境を整備することで、交流館を拠点とした地域におけるまちづくりの推進をめざすものです。本規約は、本サービスに関する必要な事項を定めます。

(対象交流館及び対象者)

- 第2条 対象となる交流館は本サービスを導入済みの交流館です。これらの交流館において、本サービスの利用を希望し利用者登録する者(以下「利用者」という。)を対象者とします。

(利用するシステム)

- 第3条 本サービスは、「株式会社HARPが提供する利用規約」に基づきスマートロックと連動したオンライン申請システム「ひろしま・やまぐち公共施設予約サービス」により提供します。

(規約の適用範囲及び変更)

- 第4条 本規約は、本サービスに関する利用者と福山市(以下、「本市」という。)の間の利用関係に適用されるものとします。
- 2 本市は、利用者の承諾なしに、本規約を随時変更できるものとし、本市ホームページへの掲載やあらかじめ使用を希望する交流館に登録したメールアドレス(以下、「登録アドレス」という。)へ通知する等の方法で周知します。

(サービス内容)

- 第5条 福山市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例第4条に基づき、利用者は、ひろしま・やまぐち公共施設予約サービスの申請フォームに沿って交流館使用許可を申請することで、福山市交流館条例施行規則第2条第1項に定める使用許可申請書を提出したものとします。
- 2 利用者は、あらかじめ交流館から通知された使用許可により、交流館を使用できるものとします。使用許可後に通知されたスマートロックの暗証番号により交流館に入館することができます。

(利用条件)

- 第6条 本サービスを利用する者はあらかじめ利用者登録をする必要があります。登録の際は、利用を希望する交流館へ来館のうえ、交流館の使用条件及び使用制限並びに本サービス内容について交流館職員(以下「職員」という。)から説明を受け、「交流館オンライン貸室利用団体登録申請書」(以下「登録申請書」という。)を提出するものとします。
- 2 登録申請書の提出を受けた交流館は、内容を審査し、内容が適切であると認める場合は利用者登録を行い、利用者番号を付与します。

- 3 複数の交流館を利用しようとする者は、交流館ごとに本サービスの利用者登録が必要です。
- 4 本サービスは、登録申請書に記載した内容の活動において利用することができるものとします。交流館使用内容が登録申請書の記載内容と異なる場合には本サービスの利用はできません。
- 5 本サービスを利用し、使用許可通知を受けた後、使用を許可された交流館を連絡なく使用しなかった場合、以後の本サービス利用を停止する場合があります。

(利用申請)

- 第7条 本サービスは交流館の使用を希望する日の3か月前から3日前において24時間申請することができます。ただし、第5条第2項のとおり使用許可を得ない限り使用はできません。使用許可に当たっては第8条のとおり交流館ごとに審査を行うため、使用希望日の3開館日(土日祝を除く)前までに申請をしてください。
- 2 職員勤務時間後の申請については、申請後の翌開館日午前8時30分の申請と見なします。この場合において、同日午前8時30分に来館した他の申請者の使用希望日時が重複する場合は、抽選により申請順を決めるものとします。なお、本サービス利用者の抽選は職員が代行するものとします。
 - 3 緊急の保守・点検を行う場合、本サービスの一部又は全部を停止することがあります。
 - 4 本サービスの運用を停止する場合は、本サービスのトップページで事前に周知しますが、市長が特に必要と認める場合には、予告なしに停止することがあります。

(使用許可)

- 第8条 前条第1項で提出された申請については福山市交流館条例等に基づき申請内容を速やかに審査し、使用日の前日までに、交流館使用許可の通知を登録アドレスへ送るものとします。なお、前日が土曜日、日曜日、祝日及び休館日に当たるときは、その前日とします。
- 2 使用許可申請内容に対し利用者に確認が必要と判断した場合は、電話等にて質問等を行い、利用者はこの質問等に回答するものとします。
 - 3 利用者が交流館を使用する際は、使用時に職員から求めがある場合は使用許可に関する通知等を提示できるようにしておくものとします。なお、利用者に対して紙面での許可書は交付しません。
 - 4 使用許可通知を受けた後、利用者の都合により交流館の使用を変更又は中止する場合は、利用者から直接交流館に電話等で連絡してください。

(利用者番号・パスワードの取扱)

- 第9条 利用者は、利用者番号及びパスワードについて、利用者の責任において適切に管理するものとし、第三者への漏洩防止に努めるものとします。

(利用者登録の変更)

- 第10条 利用者は、利用者登録の内容に変更が生じた場合は、直ちに、変更内容が確認できる書類等を、利用登録をした交流館の窓口へ提出し、利用者登録の変更を行うものとします。

(利用者登録の亡失・盗難・再発行)

- 第11条 利用者は、利用者番号及びパスワードを亡失し、又は盗難にあったときは、直ちに利用者登録をした交流館に連絡するものとします。利用者番号・パスワードの再発行を希望する場合

は、当該交流館で本人確認のできる書類等を提示の上、再発行するものとします。

(利用者登録の有効期間)

第 12 条 交流館長が利用者として承認した日を登録日とし、登録の有効期間は登録年度の 3 月 31 日までとします。

(利用者登録の更新)

第 13 条 利用者登録を更新しようとする者は、登録年度の翌年度 4 月 1 日から 6 月 30 日までに登録更新の手続きが必要です。

- 2 登録年度の翌年度 6 月 30 日を過ぎて更新手続きのない登録は自動的に廃止されます。
- 3 更新手続きは、来館による対面手続きを原則とし、職員による団体活動内容や交流館の利用条件の確認後、登録更新申請書類を提出することとします。

(利用料金)

第 14 条 本サービスの利用料金は無料です。ただし、メール送受信・申請等のために必要な通信機器等の設備は、利用者が準備をするものとし、それらにかかる費用及びアクセスに伴って発生したインターネットプロバイダー、回線及び通信に係る費用等は利用者が負担するものとします。

(利用者の禁止事項)

第 15 条 本市は、利用者が次に掲げる事項を行うことを禁止します。

- (1) 事実に反する情報を提供する行為
 - (2) 故意、過失を問わず、法令に違反する行為、又は違反するおそれのある行為
 - (3) その他、本市が不適切と判断する行為
- 2 前項に違反した利用者は、本サービス利用を停止する場合があります。

(本サービスの中断)

第 16 条 本市は、次に掲げる場合が生じたときは、利用者に事前に連絡することなく、一時的にサービスの提供を中断する場合があります。サービスの提供を中断することによる利用者の不利益については、本市は責任を負わないこととします。

- (1) システムの保守、点検整備、サーバー運用上のトラブルに伴いサービス提供が中断した場合
- (2) 火災、停電などによりサービスの提供ができなくなった場合
- (3) 地震、噴火、洪水、津波などの天災によりサービスの提供ができなくなった場合
- (4) その他、運用上、技術上の理由によりサービス提供の一時的な中断を必要とする場合

(免責等)

第 17 条 本サービスに関連して利用者間又は利用者と第三者との間で生じた紛争等については、本市は一切責任を負いません。また、利用者は本サービスに関連する損害賠償請求などの訴訟には利用者自身が対応するものとし、当該訴訟につき本市に対して協力や参加は求めないものとします。

- 2 利用者が本規約に反した行為、又は不正、若しくは不正アクセスなど違法な行為によって本市に損害を与えた場合、本市は損害賠償を請求できるものとします。

附則

この規約は、2023年(令和5年)7月12日から施行する。

この規約は、2024年(令和6年)5月28日から施行する。

この規約は、2024年(令和6年)10月29日から施行する。

福山市 まちづくり推進課 住所：〒720-8501 福山市東桜町3番5号本庁舎9階

電話番号：084-928-1217 FAX番号：084-928-1229

メールアドレス：machidukuri-suishin@city.fukuyama.hiroshima.jp

関係法令

○福山市交流館条例

平成30年3月27日

条例第17号

改正 令和2年3月18日条例第16号

令和2年6月22日条例第51号

令和3年9月30日条例第38号

令和4年6月28日条例第25号

令和4年12月19日条例第45号

(目的及び設置)

第1条 地域福祉の向上、地域課題の解決及び学習活動を通じた地域活動の推進を図るとともに、基本的人権の尊重を基底とした地域におけるまちづくり及び住民の交流の促進に寄与するため、福山市交流館（以下「交流館」という。）を設置する。

(使用許可)

第6条 交流館を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、交流館の管理運営上必要があると認めるときは、前項の許可（以下「使用許可」という。）に条件を付すことができる。

(使用許可の制限)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、交流館の使用を許可しない。

- (1) 使用目的が第1条に規定する目的に適合しないと認めるとき。
- (2) 専ら営利を目的とするとき。
- (3) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (4) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- (5) 建物又は附属設備若しくは備付けの器具類等を毀損し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。
- (6) その他交流館の管理運営上支障があると認めるとき。

(目的外使用等の禁止)

第11条 使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用許可を受けた使用目的以外に交流館を使用し、又は使用权を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用許可の取消し等)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、又は交流館の使用を停止し、その他必要な措置を講ずることができる。

- (1) 使用者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 使用者が使用許可に付した条件に違反したとき。
- (3) 第7条各号のいずれかに該当する事由が判明し、又は生じたとき。
- (4) 使用者が詐欺その他不正の行為により使用許可を受けたとき。

2 前項の規定による処分により使用者が被る損害については、市は、その賠償の責めを負わない。

○福山市交流館条例施行規則

平成30年4月6日

規則第25号

(趣旨)

第1条 この規則は、福山市交流館条例(平成30年条例第17号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(使用許可の申請)

第2条 条例第6条第1項前段の規定による使用の許可(以下「使用許可」という。)を受けようとする者は、福山市交流館使用許可申請書(以下「使用許可申請書」という。)を市長に提出しなければならない。

2 使用許可申請書の受付期間は、使用予定日(引き続き2日以上使用しようとする場合は、その初日という。以下この項において同じ。)の前3月(体育室の使用に係るものにあつては、1月)に当たる日から使用予定日の前日までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(使用許可書の交付)

第3条 市長は、使用許可をしたときは、福山市交流館使用許可書(以下「使用許可書」という。)を当該使用許可に係る申請者に交付するものとする。

2 使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、福山市交流館(以下「交流館」という。)を使用す

る際に使用許可書を提示しなければならない。

(変更許可の申請)

第4条 条例第6条第1項後段の規定による変更の許可(以下「変更許可」という。)を受けようとする者は、福山市交流館使用許可変更申請書に使用許可書を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、変更許可をしたときは、福山市交流館使用許可変更許可書(以下「変更許可書」という。)を当該変更許可に係る申請者に交付するものとする。

3 変更許可を受けた者は、交流館を使用する際に変更許可書を提示しなければならない。

(使用時間)

第5条 交流館の使用時間は、使用許可を受けた時間内とし、準備及び原状回復に要する時間を含むものとする。

2 使用者は、使用を開始した後においては、使用時間を延長することができない。ただし、市長が他の使用に支障がないと認めるときは、この限りでない。

(雑則)

第14条 この規則に定めるもののほか、交流館の管理運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

○福山市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例

平成16年9月27日

条例第35号

改正 平成23年12月22日条例第32号

平成25年12月26日条例第46号

令和3年3月18日条例第6号

(目的)

第1条 この条例は、条例等に基づく申請、届出その他の手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるようにするための共通する事項を定めることにより、市民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化及び効率化に資することを目的とする。

(電子情報処理組織による申請等)

第3条 市の機関等は、申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、電子情報処理組織(市の機関等の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して行わせることができる。

((電子情報処理組織による処分通知等))

第4条 市の機関等は、処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、電子情報処理組織(市の機関等の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して行うことができる。

2 前項の規定により行われた処分通知等については、当該処分通知等を書面等により行うものとして規定した処分通知等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。

3 第1項の規定により行われた処分通知等は、同項の処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。

4 第1項の場合において、市の機関等は、当該処分通知等に関する他の条例等の規定により署名等を行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて規則等で定めるものをもって当該署名等に代えることができる。

(一部改正〔令和3年条例6号〕)